

新たな船員保険特別支給金の支給について

1. 概 要

平成22年1月以降の船員に対する職務上の保険給付（休業手当金、障害年金、遺族年金等）については、労災保険と新船員保険から給付することとし、給付額については改正前の船員保険法による給付水準を維持することとしている。

しかしながら、労災保険における給付基礎日額（以下単に「給付基礎日額」という。）は、災害発生前に支払われた賃金を算定基礎としているため、船員保険における標準報酬日額（標準報酬月額を30で除したもの。以下「標準報酬日額」という。）とは少なからず差異が発生することとなっている。

特に、漁業従事者に対して支払われる「生産奨励金」の取扱いについては、漁期が終了した後に支払われるものであるが、船員保険においては該当船舶における過去の実績等を勘案して標準報酬月額の算定基礎とするのに対し、労災保険では該当船員に対して、該当船舶所有者から実際に支払われているものしか算定基礎としないため、異なる船舶に乗り組んだ場合など、生産奨励金が算定の基礎とされていないケースが見受けられるところ。

2. 船員保険法改正時の考え方

船員保険法の改正における検討会等の議論では、改正前の船員保険法の給付水準を維持するために、「労災保険においても標準報酬月額方式を導入すべき」との意見があったが、最終的には保険給付の算定基礎となる日額については、労災保険の給付基礎日額によるものとされ、制度上、船員保険には導入されていない「年齢階層別の給付基礎日額の限度額（以下「最高限度額」という。）」の適用を受けている者については、限度額と標準報酬日額の差を新船員保険の給付とすることとされたところ。

上記以外の日額の差については、労災保険における給付基礎日額の算定の運用において、従前の水準を維持するための方策（災害発生前3月の平均賃金 災害発生前1年の平均賃金）をとることにより、船員保険からは給付を行わないことと整理されたところ。

3 . 特別支給金の支給対象及び支給額の考え方（案）

1 . に記載した問題提起を受け、改正法施行後の船員に対する災害補償給付の支給実態を調査したところ、改正前の給付に比べ給付水準が維持されていない状況も見受けられ（参考資料参照）、法改正時には想定していない実態となっていることから、給付額の差に着目し、標準報酬日額と給付基礎日額に一定の差がある者を対象とする。

一定の差については、従前の船員保険では標準報酬日額を災害補償給付の基礎としていたことから、給付基礎日額を標準報酬月額に換算した標準報酬月額等級と船員保険の標準報酬月額等級に1等級以上の差がある場合とする。

支給基礎日額については、標準報酬日額から給付基礎日額を控除した額とする。

【備考】障害年金及び遺族年金については、最高限度額の適用を受けない受給者については船員保険からの保険給付が設けられていないため、新たに請求手続き等について厚生労働省（労災保険担当部署）と調整が必要となる。

4 . 対象とする給付

労災保険において給付基礎日額を用いている給付と同様の給付

休業手当金、障害年金、障害手当金、障害年金差額一時金、遺族年金、遺族一時金、遺族年金差額一時金

5 . その他

平成22年1月1日以降分から適用する。

職務上の事由による葬祭料（家族葬祭料）については労災保険から給付されることとなっており、新たな特別支給金の対象としない。

給付基礎日額と標準報酬日額の差の分析(22年1月～22年8月支払データ)

【調査対象】

計	552	(100.0%)
汽船等	219	(39.7%)
漁船	333	(60.3%)

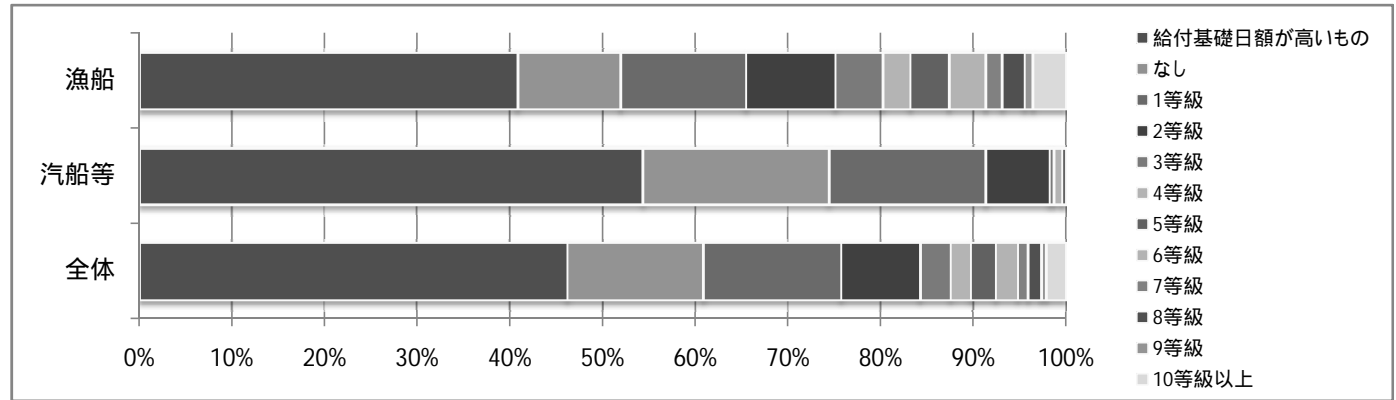
	給付基礎日額が高いもの		標準報酬月額等級が1等級以上高いもの		標準報酬月額等級が2等級以上高いもの	
全体	255	46.2%	179	32.4%	132	23.9%
汽船等	119	21.6%	66	12.0%	43	7.8%
漁船	136	24.6%	113	20.5%	89	16.1%
	給付基礎日額が低いもの		標準報酬月額等級が1等級以上低いもの		標準報酬月額等級が2等級以上低いもの	
全体	297	53.8%	216	39.1%	134	24.3%
汽船等	100	18.1%	56	10.1%	19	3.4%
漁船	197	35.7%	160	29.0%	115	20.8%

特別支給金の支給(休業手当相当)による影響額の試算(年間)

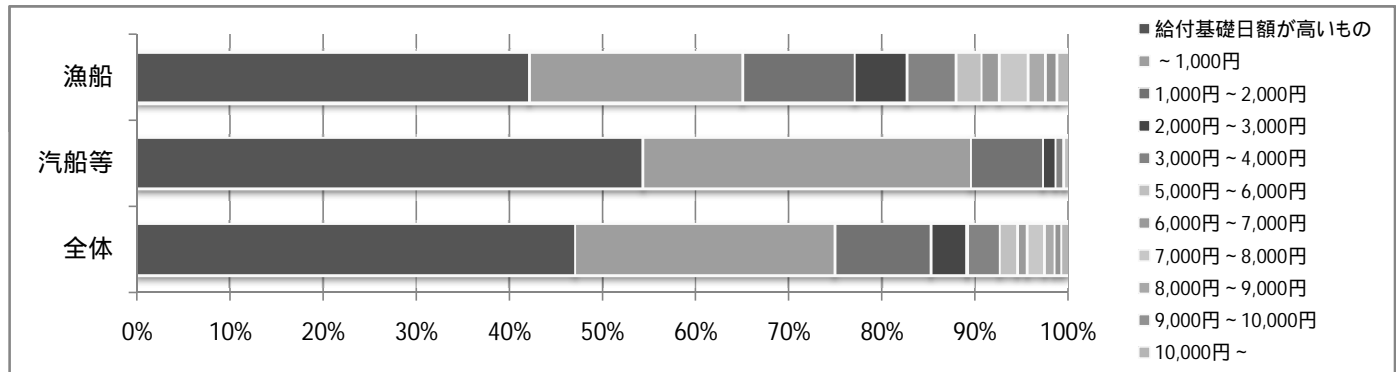
【前提条件】1年間の支給総月数は過去(H19～H21)の平均(5,000月)とする。

	給付基礎日額が低いもの	標準報酬月額等級が1等級以上低いもの	標準報酬月額等級が2等級以上低いもの
影響額(億円)	1.8	1.8	1.6
保険料率換算(‰)	0.6	0.6	0.6

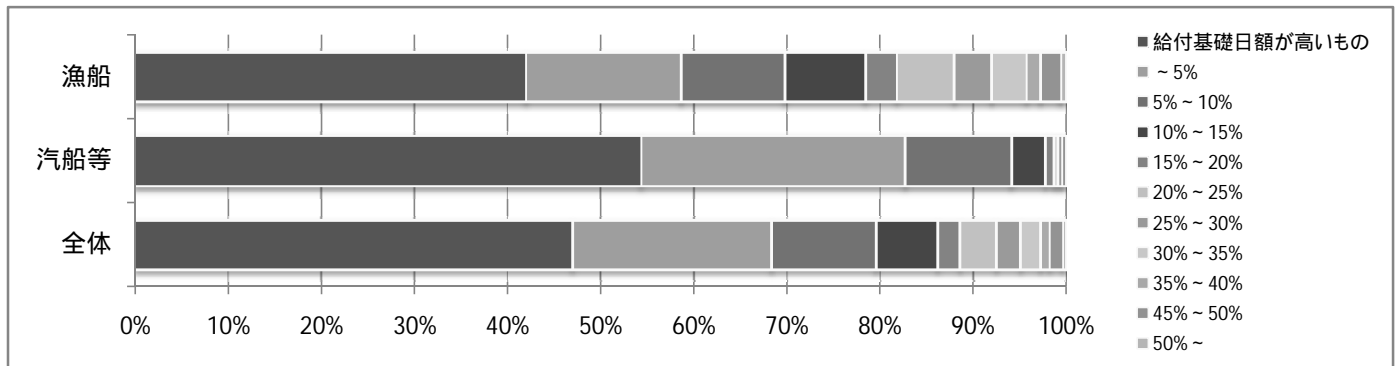
標準報酬等級の差に着目した分布



金額の差に着目した分布



差の割合に着目した分布



特別支給金の支給(年金相当分)による影響額の試算

【前提条件】 新規発生率及び失権率は、過去(H16～H20)の平均値を使用する
 新規発生者及び失権者は、年の中央で発生・失権するもとする
 障害手当金については、1級～7級の支給日数の平均値を支給日数とする
 被保険者数等については、平成23年度予算を基礎として、予算時の伸率を使用する

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1等級以上	影響額(億円)	0.4	0.7	0.8	1.0	1.2	1.4
	保険料率換算(%)	0.1	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5
年金受給者数等(人)		63	94	123	152	178	205
2等級以上	影響額(億円)	0.4	0.6	0.8	1.0	1.1	1.3
	保険料率換算(%)	0.1	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5
年金受給者数等(人)		40	59	79	99	117	136

標準報酬日額とその報酬の範囲

	標準報酬日額	報酬日額		最小差 -
		円以上	円未満	
第1級	1,930		2,100	170
第2級	2,270	2,100	2,434	166
第3級	2,600	2,434	2,767	163
第4級	2,930	2,767	3,100	170
第5級	3,270	3,100	3,367	103
第6級	3,470	3,367	3,567	103
第7級	3,670	3,567	3,800	130
第8級	3,930	3,800	4,067	133
第9級	4,200	4,067	4,334	136
第10級	4,470	4,334	4,600	130
第11級	4,730	4,600	4,867	133
第12級	5,000	4,867	5,167	163
第13級	5,330	5,167	5,500	170
第14級	5,670	5,500	5,834	166
第15級	6,000	5,834	6,167	163
第16級	6,330	6,167	6,500	170
第17級	6,670	6,500	7,000	330
第18級	7,330	7,000	7,667	333
第19級	8,000	7,667	8,334	336
第20級	8,670	8,334	9,000	330
第21級	9,330	9,000	9,667	333
第22級	10,000	9,667	10,334	336
第23級	10,670	10,334	11,000	330
第24級	11,330	11,000	11,667	333
第25級	12,000	11,667	12,334	336
第26級	12,670	12,334	13,167	503
第27級	13,670	13,167	14,167	503
第28級	14,670	14,167	15,167	503
第29級	15,670	15,167	16,167	503
第30級	16,670	16,167	17,167	503
第31級	17,670	17,167	18,134	536
第32級	18,670	18,134	19,167	503
第33級	19,670	19,167	20,167	503
第34級	20,670	20,167	21,167	503
第35級	21,670	21,167	22,167	503
第36級	22,670	22,167	23,167	503
第37級	23,670	23,167	24,334	666
第38級	25,000	24,334	25,667	663
第39級	26,330	25,667	27,000	670
第40級	27,670	27,000	28,500	830
第41級	29,330	28,500	30,167	833
第42級	31,000	30,167	31,834	836
第43級	32,670	31,834	33,500	830
第44級	34,330	33,500	35,167	1,163
第45級	36,330	35,167	37,167	1,163
第46級	38,330	37,167	39,167	1,163
第47級	40,330	39,167		

「報告書（船員保険制度の見直しについて）」
（平成 18 年 12 月 21 日船員保険事業運営懇談会）より抜粋

給付

1 労災保険の給付

(1) 総論

船員保険の職務上疾病・年金部門の給付であって、被保険者が傷病や障害を負った場合の所得保障であるもの等については、現行制度では、標準報酬月額を基礎としてその支給額を決定しているところであるが、統合後は、労災保険から給付するものについては、一般労働者との均衡を考慮し、労災保険で用いられている給付基礎日額を基礎としてその支給額を決定することとすべきである。

ただし、給付基礎日額の算定に当たっては、船員の賃金が乗船時と下船時で大きく変動することが多い点を踏まえ、傷病等の場合の被保険者の生活の安定が図られるよう、必要に応じ、船員について算定の特例を設け、支給水準の平準化を図るべきである。